

頑張れ！ごうど事業者応援金（第2期中小企業（法人・個人事業者）売上減少支援給付金）**よくある質問（Q&A）****▶ 1. 制度について****◆頑張れ！ごうど事業者応援金の概要は？**

（回答）

昨年度（令和3年度）に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した中小企業者に対して「頑張れ！ごうど事業者応援金（第2期中小企業者（法人・個人事業者）売上減少支援給付金）」を支給します。

◆給付額は1事業者いくらになりますか？

（回答）

給付対象の要件に該当する事業者に対して、法人の場合は1事業者につき一律10万円、個人事業者の場合、1事業者につき一律5万円になります（昨年度は法人5万円、個人事業者3万円）。なお、複数の事業・事業所・店舗等を経営している場合であっても、法人の場合は一律10万円、個人事業者一律5万円になります。

今回は「第2期」ですので、昨年度支給を受けた方も、今回の要件に該当すれば支給されます。

◆給付金の給付対象となる事業者はだれですか？

（回答）

対象となるのは、令和3年12月1日以前から継続して神戸町内で事業を営んでおり、今後も継続して神戸町内で事業を営む意思がある中小企業者で、次の（1）または（2）に該当する中小企業者です。

- （1）令和3年11月1日から令和4年11月30日までの間に、岐阜県中小企業資金融資制度における融資を受けることを目的として、町から「セーフティネット保証4号」の認定を受けた中小企業者（法人及び個人事業者）。
- （2）令和3年11月1日から令和4年11月30日までの間で、申請者が任意に指定した連続する3か月間の売上の合計額が、前年（1年前）、又は前々年度（2年前）、3年前同期のいずれかの合計額と比べて20%以上減少している中小企業者（法人及び個人事業者）。

※個人事業者にあつては、主たる事業の「令和元年」、「令和2年」、「令和3年」いずれかの年の事業収入（一時的なものを除く全ての収入のうち、事業収入の占める割合が2分の1を超えること。）が、年間120万円以上あること。

また、上記（1）、（2）の共通要件として、「町税等に滞納がないこと」が条件です。

◆中小企業者とは、どのような事業者になりますか？

(回答)

「中小企業者」とは、中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者やフリーランスを含む個人事業者となります。なお、中小企業基本法第2条第1項により、中小企業者の業種分類によって要件が変わります。

(参考) 中小企業基本法による中小企業者の定義

業務分類	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

◆1か月の事業収入(売上)ではなく、令和3年11月1日から令和4年11月30日のうちの任意に指定する3か月の合計としたのはなぜですか？

(回答)

セーフティネット4号の認定は、「令和2年2月18日以降、新型コロナウイルス感染症発生に起因して、その影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比較して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む、計3か月間の売上高等が前年同期に比較して20%以上減少することが見込まれること」が、要件となっています。

これは、融資を受けることを目的とした条件ではありますが、当制度においては、これに沿うような形で、「連続する3か月間」を申請者の任意で指定していただき、比較することといたしました。

なお、要件を1か月にした場合は、偶発的な理由から事業収入(売上)が減少した事業者も対象となる可能性があります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、金額的な影響だけでなく、まとまった期間を通じて影響を受けた事業者の方を支援すべきと考え、連続する3か月間の事業収入(売上)の合計といたしました。

◆減少率20%といった数字は根拠があるのですか？

(回答)

セーフティネット4号の認定には、「令和2年2月18日以降、新型コロナウイルス感染症発生に起因して、その影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む、計3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること」が、要件となっています。

当制度は、セーフティネット4号認定を受けた事業者と同様の状況である、20%以上減収した中小企業に対して給付金を支給したい、との思いから、それに準じた減少幅がある事業者に対して給付金を支給する制度といたしました。

◆**事業収入（売上）が20%も減少した事業者に対して、10万円や5万円の給付金を支給して売上げの補填となると考えているのか？**

（回答）

町といたしましては、今回の給付額をもって、苦しい経営状況がすべて改善するとは考えていません。このたびの給付金は、コロナ禍にあつて、非常に苦しい思いをしている事業者の皆様にも少しでもご支援をさせていただくものです。

▶ 2. 対象者について

◆**専業農家で、青色申告をしています。給付金の対象となりますか？**

（回答）

当制度の対象要件に合えば、個人事業者として、対象となります。

◆**給付金の対象外となる法人等がありますか？**

（回答）

当制度においては、以下のどれか一つでも当てはまる場合は交付対象者にはなりません。

1. 神戸町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つ者
2. 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人として、次に掲げる法人形態のいずれかに該当する場合（※ただし、従業員300以下の、医療法人、社団法人、財団法人についてはこの限りではない）
 - ・社会福祉法人
 - ・医療法人
 - ・一般社団・財団法人
 - ・公益社団・財団法人
 - ・学校法人
 - ・宗教法人
 - ・農業法人（会社法の会社または有限会社を除く）
 - ・農事組合法人
 - ・有限責任事業組合
3. 上記のほか、町長が適当でないとした場合

◆**複数の事業を行っている場合の申請はどのようになるか？**

（回答）

複数の事業を行っているのが同一の事業者であれば、法人の場合は、1法人格あたり1回の申請、個人の場合も1個人事業者あたり1回の申請となります。それぞれの事業所（店舗）や異なる部門等が各々に申請することはできません。

- ◆**会社を営営し、建築部門と飲食店部門を事業として行っています。建築部門では売上の減少が10%でしたが、飲食店部門が20%でした。また、会社としては、15%の売上減少となりましたが、飲食店部門のみで申請はできますか？**

(回答)

申し訳ありませんが、申請できません。1事業者で複数の事業(部門)を行っている場合でも、事業者を対象としていますので、事業(部門)単位に申請することはできません。

お尋ねの場合は、飲食店部門の売上が20%あっても、会社としては、15%であるため、申請することはできません。

- ◆**会社を営営していますが、個人でも事業を行っています。2つの申請は可能ですか？**

(回答)

法人の場合は1法人格あたり1回の申請、個人の場合も1個人事業者あたり1回の申請となります。会社とは別の個人事業者であれば別の事業主となりますので、2つの申請ができます。

- ◆**町内に支店がありますが、本店は町外にあります。対象になりますか？**

(回答)

本店所在地が町内、町外に関わらず、町内に事業所があれば対象になります。ただし、本店が町外にある場合は、町内にある支店(町内に支店が複数ある場合は町内の支店全体)の売上高で判断いたします。

- ◆**同一人物がそれぞれ代表を務める法人が町内に複数ある場合は、法人ごとに申請できますか？**

(回答)

法人ごとに申請が可能です。なお、個人事業者で同一人物が複数の店舗を営営している場合は店舗ごとに申請はできません。

- ◆**個人事業者で町外に住んでおり、町内に店舗(事業所)がありますが、対象となりますか？**

(回答)

住所(住民票)が町外にある場合であっても、町内に店舗(事業所)がある場合は対象となります。

- ◆**個人事業者で町内に住んでおり、町外で小売業を営営していますが、対象となりますか？**

(回答)

町内で事業所を有していなくても、町内に住所(住民票)を有している個人事業者の方は対象としております。

(参考) フリーランスを含む個人事業者にあつては、町内に住所(住民票)又は事業所を有していること。

住所（住民票）	事業所	対象
町内	町内	○
町内	町外	○
町外	町内	○
町外	町外	×

◆令和3年12月2日以降に開業した企業ですが、対象となりますか？

（回答）

申し訳ありませんが対象となりません。令和3年12月1日以前までに開業した事業者を対象としています。この制度における給付金対象の一つとして、セーフティネット4号の認定者としており、認定を受けるには、「1年間以上継続して事業を行っていること」という要件があります。ついては、認定を受けていない事業者についてもこの条件に沿った事業者を給付金の対象としました。

◆令和3年12月1日以前に開業し、1年間は経過していますが、比較する前年の3か月間の数字がありません。どうしたらいいですか？

（回答）

この場合は、特例として、申請者が任意に指定した3か月間の売上合計額と、これまで事業を運営してきた期間（開業してから現在まで）の1か月平均額の3倍した額とを比較して20%減少していれば支給対象とします。この場合、各月ごとに売上高を示す書類の提出ができない場合は対象外とさせていただきます。

◆フリーランスも対象となりますか？

（回答）

フリーランスの方についても、事業収入（売上）交付対象者の要件を満たす場合は、給付対象として考えています。なお、業務委託契約等の収入を主たる収入として「雑所得（業務に係る雑所得）」又は「給与所得」で確定申告をしている場合は、被雇用者又は被扶養者でないことが要件となります。

◆副業の場合も対象となりますか？

（回答）

全収入のうち、主な収入が事業収入（収入のうち一時的なもの等を除く全ての収入のうち、事業収入が占める割合が2分の1を超えるもの）であれば対象となります。この場合、全収入とは、確定申告書における一時的なものを除く全ての売上等とします。

◆個人事業者ですが、不動産収入（貸室・駐車場経営など）が減少した場合は対象となりますか？

（回答）

申し訳ありませんが、対象となりません。この制度における「事業収入（売上）」とは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の「事業」欄の金

額となります。「不動産」欄の収入は、対象となりません。

◆**新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、すでに廃業しましたが、給付金を受給できますか？**

(回答)

今後も事業活動を継続する意思があることが支給要件であるため、すでに廃業した事業者については対象となりません。

◆**令和3年12月1日以前から事業を行っており、令和3年12月1日以降に個人事業者から法人化しました。このような場合、対象となりますか？また、申請はどのようにしたらよいですか？**

(回答)

個人事業者から法人化した場合、比較する資料は個人事業者の時の資料提出をお願いします。また、現在、法人の場合は、給付金は法人の額となりますので、法人として規定された添付書類の提出をお願いします。

◆**事業収入（売上）がありますが、確定申告を行っていません。対象となりますか？**

(回答)

事業収入（売上）があっても、確定申告等（所得税又は町県民税の申告）を行っていない個人事業者は対象となりません。

3. 申請方法等

◆**給付金を受けるには、どうすればいいですか？**

申請書はいつ届きますか？申請書はどこで入手できますか？

(回答)

申請書等は、町から発送はいたしません。町のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申請書類を添えて「まちづくり戦略課」まで郵送、または窓口へお越してください。

◆**申請期限はいつですか？**

(回答)

令和5年3月10日（金）です。郵送申請においても、期限までに必着をお願いします。

4. 提出書類について

◆給付金の申請の際に添付した資料を申請書等の提出した後に返却してもらうことは可能ですか？

(回答)

資料の返却はできません。提出の際は、必ず原本ではなく、写し（コピー）をお願いします。

◆事業収入（売上）の減少は、どのような方法で確認するのですか？

(回答)

事業収入（売上）の減少に係る要件については、原則として、法人の方の場合は、法人事業概況説明書（2 ページ目の月別の売上高等の状況）をもとに判定します。

5. 給付・振込について

◆給付金振り込み口座に、申請者と異なる名義の口座を指定することはできますか？

(回答)

申請者と異なる名義の口座を指定することはできません。同一名義の口座を指定してください。

◆申請書に不備があった場合は、どうなりますか？

(回答)

申請内容等に不備があった場合、不備内容をご連絡しますので、記載事項の訂正や再提出をお願いします。

特に、対象者の要件を確認する書類や、振込口座を確認する書類が不足している場合、申請内容を審査することができないため、振込が遅れますので、よく確認して提出してください。

なお、申請書類や資料等の記載事項の訂正や再提出、追加提出に応じていただけない場合は、給付できない場合があります。